

2012年3月13日

各 位

大阪労働者弁護団
代表幹事 大川一夫

(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8-501
電話06-6364-8620 FAX06-6364-8621

大阪府教育委員会による「君が代」斉唱時に起立しなかった教員に対する懲戒処分の撤回を求める声明

2012年3月9日、大阪府教育委員会が、卒業式の「君が代」斉唱時に起立しなかった教員らのうち17名に対して懲戒処分（戒告）を行った。この卒業式に先立って、当該教員らには、卒業式の「君が代」斉唱時に起立し、「君が代」を斉唱することを命じる職務命令が出されていたところ、本件懲戒処分は、その職務命令に違反したことを理由としてされたものとされている。

しかし、上記懲戒処分は、以下の理由により、ただちに撤回されるべきである。

第一に、そもそも、「君が代」斉唱時に起立斉唱を命じる職務命令は、教員らの思想・信条の自由あるいは信教の自由を侵害する不当かつ違法なものである。

そもそも、今回懲戒処分を受けた教員らは、「君が代」斉唱時に起立斉唱することが、それぞれの純粋な世界観・歴史観、あるいは宗教観とどうしても相容れないからこそ、起立をしなかったのである。すなわち、このような教員らの行動は、それぞれの思想・良心の自由や信教の自由の発現としての行為にほかならない。

そして、このような思想・良心の自由や信教の自由は人間が人間である以上当然に享有する基本的人権として、日本国憲法第19条及び第20条により保障されていることは言うまでもない。

したがって、大阪府教育委員会の職務命令は、教員らの思想・良心の自由や信教の自由を否定するものである。ましてや、懲戒処分という制裁の威嚇を加えてまで起立斉唱を強制するがごときは、明らかに教員らの思想・良心の自由や信教の自由を侵害する行為であり、憲法第19条及び第20条に反するものと言わざるを得ない。

さらにいえば、教員の基本的人権がことさらに教育の場で侵害されることは、児童・生徒に計り知れない悪影響をもたらすものであり、決して看過できない。卒業式という場において、教員がその世界観・歴史観・宗教観に基づき「君が代」の起立斉唱を拒む行為が、処分対象として悪評価を受けるということは、まさに児童・生徒の目前で、教員の思想・良心の自由、信教の自由が侵害され、人格が否定的評価を受ける場面を作り出すことに他ならないのである。

第二に、これまでの最高裁判示に照らしても、今回の懲戒処分は到底許容されない。

確かに、これまで示された最高裁の判示によれば、公立学校の教員に対して「君が代」斉唱時に起立斉唱を命ずる職務命令そのものは合憲とされており、当該命令への違反を理由とする戒告処分についても、具体的な不利益がない限りは憲法に反しないと判示されている。

我々としては、上述したように起立斉唱命令そのものが憲法第19条及び第20条に反するものであり、このような最高裁判決そのものもすみやかに判例変更されるべきものと確信しているが、仮にその点を置いて、上記最高裁の判断を前提としてもなお、今回の懲戒処分は許されるものでない。

すなわち、上記のとおり、一連の最高裁判決は起立斉唱命令違反を理由とする懲戒処分については無条件・無制限に許容したものではなく、「具体的な不利益がない限り」において憲法に違反しないと判示したに過ぎない。

これに対し、現在、大阪府および大阪市においては、同じ理由での懲戒処分を3回連続で受けければ分限免職処分がされることを内容とする教員及び職員の人事に関する条例案が審議されているところであるから、もはや「戒告処分であれば具体的な不利益がない」などということはできないのである。

以上の理由から、2012年3月9日に大阪府教育委員会が17名の教員に対してした懲戒処分(戒告)は、ただちに撤回されるべきである。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 大橋さゆり

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-3 北浜清友会館ビル9階

大阪ふたば法律事務所 TEL:06-6205-9090 FAX:06-6205-9091